

京都市消防局訓令乙第9号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

京都市消防局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(京都市消防局事務分掌規程の一部改正)

第1条 京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第1条庶務課庶務系の項から経理系の項までを次のように改める。

- (1) 秘書，交際及び儀式に関すること。
- (2) 消防関係の会議（部長会議を除く。）に関すること。
- (3) 全国消防長会（総務委員会を除く。）に関すること。
- (4) 消防局印，消防局長印，消防長印及び消防局次長印の保管に関すること。
- (5) 文書の收受，発送，集配，整理及び保存に関すること。
- (6) 消防局（以下「局」という。）の例規集に関すること。
- (7) 消防関係条例，規則その他規程の制定及び改廃の手続きに関すること。
- (8) 庁中取締りに関すること。
- (9) 消防行政の普及及び宣伝その他消防広報に関すること。ただし，課を置かない部，室及び他の課の所管に属するものを除く。
- (10) 局の年報及び沿革録の作成に関すること。

- (11) 報道機関との連絡に関する事。
- (12) 市民の要望及び相談の処理に係る事務の統轄に関する事。
- (13) 消防の国際交流に関する事。
- (14) 広報媒体（写真を除く。）の作成に係る事務の統轄に関する事。
- (15) 消防団の組織及び制度に関する事。
- (16) 消防団員の定員に関する事。
- (17) 消防団の施設及び装備に関する事。
- (18) 消防団員の服制及び服装に関する事。
- (19) 消防団員の公務災害補償及び京都市消防団員等公務災害等補償条例による事務の統轄に関する事。
- (20) 予算管理の調査及び研究に関する事。
- (21) 予算の編成に関する事。
- (22) 予算執行の調整及び管理に関する事。
- (23) 決算に関する事。
- (24) 収入及び支出命令に関する事。
- (25) 局内の他の部、室、学校及び課の主管に属さない事。

第2条予防課予防係の項から指導課危険物係の項までを削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 火災予防の対策の調査、研究及び企画に関する事。
- (2) 住宅防火対策の推進に関する事。
- (3) 火気及び電気を使用する設備及び機器の防火に関する事。
- (4) 防火管理に係る講習及び研修に関する事。
- (5) 防火管理者その他関係者の指導に関する事。
- (6) 事業所の防火指導及び自衛消防隊その他の自衛消防組織の指導に関する事。

ること。

- (7) 防火の運動その他の火災予防の啓発に関すること。
- (8) 防災機器の設置，維持管理及び普及に関すること。
- (9) 防災製品の普及に関すること。
- (10) 文化財の防災対策に関すること。
- (11) 文化財保護に係る関係機関及び関係団体との連絡に関すること。
- (12) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持管理に関すること。
- (13) 消防設備士及び消防設備点検資格者等の指導に関すること。
- (14) 遠隔移報システム等に関すること。
- (15) 防災物品の規制に関すること。
- (16) 建築物の許可，認可及び確認の同意事務に関すること。
- (17) 建築物の防火対策に関すること。
- (18) 都市計画施設等の防災対策に係る指導並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (19) 危険物及び指定可燃物の規制に関すること。
- (20) 危険物取扱者及び危険物施設の管理者その他の関係者の指導に関すること。
- (21) 危険物の判定に関すること。
- (22) 液化石油ガス，都市ガスその他特殊なガスの防火指導に関すること。
- (23) 火薬その他特殊な物質の防火に関すること。
- (24) 予防査察及び違反是正に関すること。
- (25) 防火対象物に対する火災予防上の措置に関すること。
- (26) 防火対象物点検及び防火自主点検に関すること。

(27) 査察員の技能管理に関すること。

第4条警防計画課の項第2号中「水災対策」の右に「並びに武力攻撃事態による災害その他これに類する災害（以下「武力攻撃災害」という。）の対策」を加え、同項第6号中「及び特殊災害」を「，特殊災害及び武力攻撃災害」に改め、同項中第11号から第13号までを削り、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 緊急消防援助隊に係る事務の統轄に関すること。

第4条警防計画課の項第14号を同項第12号とし、同条消防救助課の項第9号中「の他」を削り、同号を同項第10号とし、同項第3号から同項第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 警備計画の統轄に関すること。

第4条消防救助課の項の次に次の1項を加える。

調 査 課

(1) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関すること。

(2) 火災統計に関すること。

(3) 機器及び設備の欠陥による出火の情報の収集及び関係機関の指導に関すること。

(4) 調査員の技能管理に関すること。

第5条第1号中「及び危機管理」を「，国民保護対策その他危機管理」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 国民保護協議会に関すること。

第5条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 防災対策，国民保護対策その他危機管理に係る調査及び研究に関する

こと。

第5条第6号を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加える。

(6) 国民保護計画に関すること。

(7) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

第6条教養課管理系の項及び教養系の項を次のように改める。

教 養 課

(1) 職員及び消防団員の教育計画に関すること。

(2) 職員の派遣教育に関すること。

(3) 職員の体力管理に関すること。

(4) 学校の管理に関すること。

(5) 職員の学校教育の実施に関すること。

(6) 消防団員の教育訓練に関すること。

(7) 機関誌の編集に関すること。

(8) 教育資料の収集及び発行に関すること。

(9) 職場教育の指導に関すること。

(10) 校内の他の課及び課内の隊の主管に属しないこと。

第7条中「担当部長」の右に「課を置かない部及び室の課長」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(京都市消防署事務分掌規程の一部改正)

第2条 京都市消防署事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第1条予防課の項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 火気及び電気を使用する設備及び機器の防火に関すること。

(3) 事業所の防火指導に関すること。

第1条予防課の項第4号中「防火管理者等」を「防火管理者その他関係者」

に改め、同項第10号を削り、同項第11号中「確認及び許認可」を「許可、認可及び確認」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号から同項第15号までを1号ずつ繰り上げ、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 予防査察及び違反是正に関すること。

第1条予防課の項第16号を同項第18号とし、同項第15号の次に次の2号を加える。

(16) 防火対象物に対する火災予防上の措置及びこれに伴う事務の統轄に関すること。

(17) 防火対象物点検及び防火自主点検に関すること。

第1条警防課の項第9号を次のように改める。

(9) 火災調査業務に関すること。

第2条第25号を次のように改める。

(25) 火災調査業務に関すること。

(京都市消防公文書取扱規程の一部改正)

第3条 京都市消防公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「局の」の右に「課を置かない部、」を加え、同条第2項中「課長（」の右に「指導課長、違反对策課長及び」を加える。

第6条第1項中「局の」の右に「課を置かない部、」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第32条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号本文中「発消室」を「発消部（課を置かない部に限る。）、室」に改め、同項第6号本文中「室又は課及び係名」を「部（課を置かない部に限る。）、室又は課名」に改める。

(京都市消防局における訓令等に用いる用語の定義に関する規程の一部改正)

第4条 京都市消防局における訓令等に用いる用語の定義に関する規程の一部を次のように改正する。

本則中「消防局の」の右に「課を置かない部,」を加える。

(京都市消防職員訓戒規程の一部改正)

第5条 京都市消防職員訓戒規程の一部を次のように改正する。

第6条中「消防局の」の右に「課を置かない部,」を加える。

(京都市消防職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関する規程の一部改正)

第6条 京都市消防職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第4項」を「第2条第6項」に改める。

(京都市消防職員出勤簿等に関する規程の一部改正)

第7条 京都市消防職員出勤簿等に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条中「消防局の」の右に「課を置かない部,」を加える。

第4条第2項中「又は担当係長」を削る。

(京都市消防職員教育規程の一部改正)

第8条 京都市消防職員教育規程の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「局の」の右に「課を置かない部,」を加える。

第10条第1項後段中「局の」の右に「課を置かない部,」を加え, 同条第2項中「局の」の右に「課を置かない部にあっては部長が指名する課長,」を加え, 同条第3項第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第11条第1項中「局の」の右に「課を置かない部,」を加え, 同条第2項中「局の」の右に「課を置かない部,」を, 「教育主任者は」の右に「, 課を置かない部」を加える。

(消防体育に関する規程の一部改正)

第9条 消防体育に関する規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「消防局の」右に「課を置かない部,」を加える。

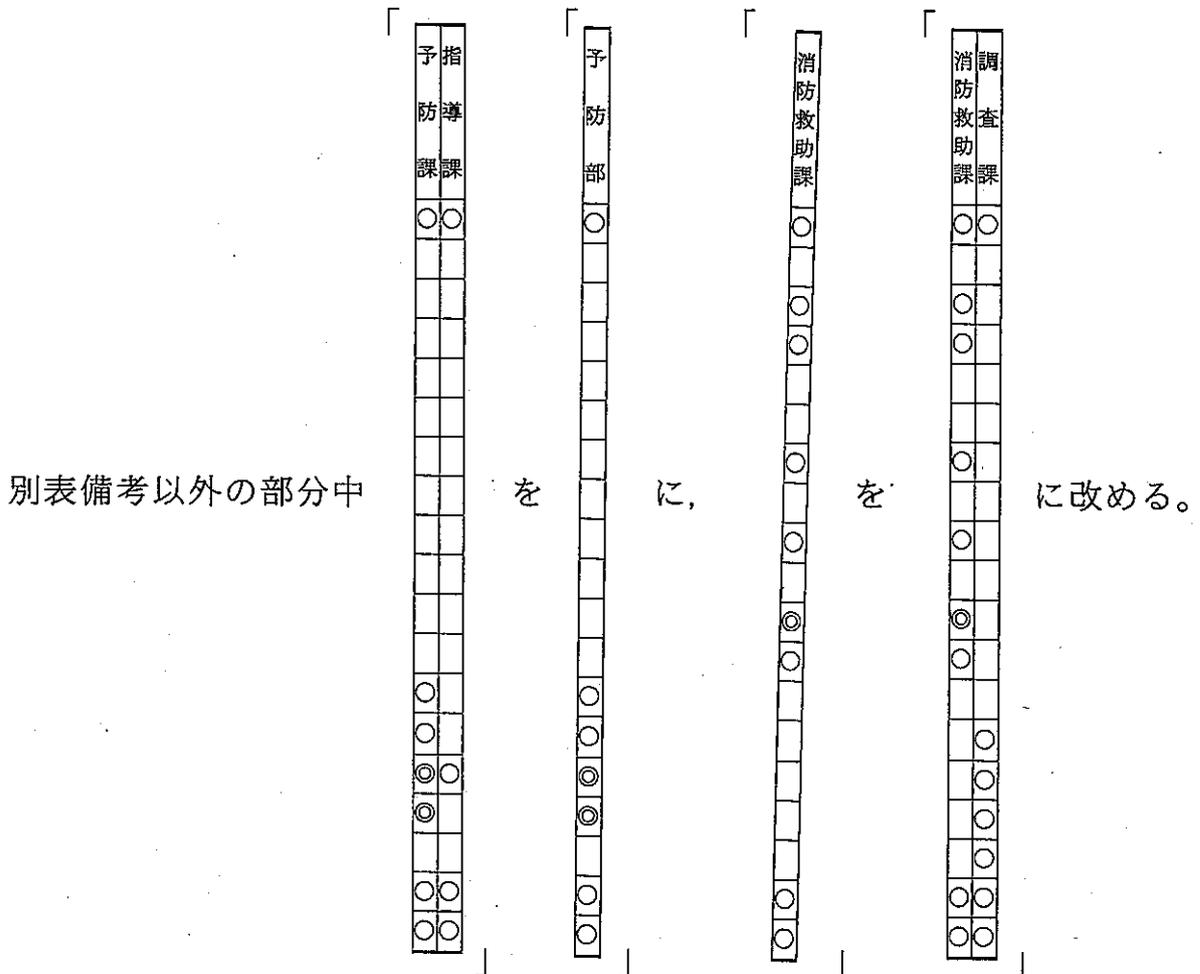
(消防研究推進規程の一部改正)

第10条 消防研究推進規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項本文中「局の」の右に「課を置かない部,」を加え, 同項ただし書中「局の」の右に「課を置かない部,」を加え, 「又は庶務を担当する担当課長補佐若しくは担当係長」を削り, 同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

(京都市消防局震災対策推進要綱の一部改正)

第11条 京都市消防局震災対策推進要綱の一部を次のように改正する。



(京都市消防局通信規程の一部改正)

第12条 京都市消防局通信規程の一部を次のように改正する。

第4条中「いう。)の」の右に「課を置かない部,」を加える。

別表第4, 1中「局の」の右に「課を置かない部,」を加える。

(京都市消防局電子計算機処理データ保護管理規程の一部改正)

第13条 京都市消防局電子計算機処理データ保護管理規程の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「消防局の」の右に「課を置かない部,」を加え、「課長補佐若しくは担当課長補佐又は」及び「若しくは担当係長」を削る。

第8条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「消防局の」の右に「課を置かない部,」を加える。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)